

2023年9月27日

〒650-0011

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉久 様

東京都新宿区西新宿6丁目24番1号

株式会社三木よかわカントリー

代表取締役 佐治 重仁

## 回答書

拝復 貴団体からの2023年9月14日付「質問書」における当社のキャンセル規定とその運用につきまして、以下のとおり回答させていただきます。

ご査収のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、当ゴルフ場は、株式会社三木よかわカントリーが運営しておりますことを申し添え致します。

(1) ゴルフ場予約サイト GDO に貴社が掲載されているキャンセル規定には、キャンセル料として、「平日:1名様につき3,000円 土日祝日、特別期間:1名様につき5,000円 予約代表者様に請求いたします。」とあり、末尾に「※キャンセル料と2名様・3名様プレー時の割増料金は異なるものです。(例)4名様から2名様に変更になった場合は、2名様のキャンセル料及び2名様プレー時の割増料金が両方必要になります。」と記載されております。仮に GDO サイトにて、令和5年10月9日(スポーツの日)に、「【2023年10月】【早割】プレー人数×1,000円分の GDO ポイント付(B) 〈中 C 西 C 公開枠〉土日祝セルフ【限定昼食付】、1名料金14,980円」を4名で予約し、1名が当日キャンセルとなった場合、予約者が支払うべきキャンセル料と人数割増料金含めた利用料金の総額をご教示ください。

1組4名様で予約 当日1名様キャンセル キャンセル料5,000円の場合

3名様時のプレー料金14,980円 + 3バック割増料金2,000円 = 16,980円

総額 16,980円 × 3名様 + キャンセル料5,000円 = 55,940円でございます。

(2) 1でご回答いただいた支払い総額が、当日キャンセルをせず4名でプレーした場合の利用料金の総額を上回る場合でも、1でご回答いただいた額の全額を利用者から受領しておられるのでしょうか。

上記1のとおり、4名で予約、1名が当日キャンセルとなった場合の利用料金の総額は、当日キャンセルせず4名でプレーした場合の利用総額を上回っておりません。

(3) 旅行契約においては、利用人員が変更になった場合の旅行代金の追加請求(2人でパック旅行を申し込み、1名が参加できなくなった場合において、1名分のキャンセル料に加えてホテルのシングルユース料金が追加請求される場合)について、キャンセル料とシングル追加料金の合計額が旅行者1人分の旅行代金を超過する場合には、消費者契約法9条に定める解除に伴う平均的損害額を超え、また消費者契約法10条に定める消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、無効であると考えられています(『旅行のトラブル相談Q&A』224頁、兵庫県弁護士会消費者保護委員会編民事法研究会・一般社団法人日本旅行業協会会報誌「じゃたこみ」2016年9月号13頁[https://www.jata-net.or.jp/jatacomi/1609/pdf/201609\\_10.pdf](https://www.jata-net.or.jp/jatacomi/1609/pdf/201609_10.pdf))。貴社のゴルフプレー代のキャンセル料と人数割増料金についても、上記の旅行代金の追加請求の問題と同様に、4名分のプレー料金の総額を超える部分については無効ではないかと思料いたしますので、この点に関する貴社のご見解をご教示ください。

ご質問 1 及び 2 でご指摘の内容については、利用料金の総額を上回っておりませんので、違法性はないと考えております。

今回の貴重なご指摘を真摯に受け止め、今後、違法なプラン設定のないよう、留意してまいります。

敬 具